

地震に備えて 建物の耐震化を 応援します

区では、首都直下地震による被害を最小限にし、災害に強いまちをつくるため、耐震診断や耐震改修工事への補助など耐震化支援事業を進めています。

区の支援事業をご利用ください。詳しくは、パンフレット「地震に強いあなたの住まい(右図)」や新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3829・ ☎(3209)9227へ。



地域整備課・特別出張所
等で配布しています

木造住宅の耐震化への補助

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・
共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)等

ステップ1 予備耐震診断のための技術者派遣(無料)

建物の耐震性能を目視で診断する技術者(建築士)を派遣します。詳細な耐震診断の必要性についてアドバイスするほか、耐震改修工事の方法等の技術的な相談にも応じます。

ステップ2 耐震診断・補強設計への補助

予備耐震診断で、「耐震補強が必要」と診断され、詳細な耐震診断を実施して補強設計を行う場合に、費用の一部を補助します(消費税等を除く)。

【補助限度額】15万円

※補助を受けるためには、区に登録している耐震診断登録員が耐震診断・補強設計を実施することが条件です。

ステップ3-1 耐震改修工事への補助

耐震診断・補強設計に基づいて耐震改修工事を行う場合に、費用の一部を補助します。

【対象】個人の場合、次の全てを満たす方

- ▶世帯全員の所得金額(年額)の合計が800万円以内
 - ▶補助申請者を含む世帯全員が住民税を滞納していない
 - ▶区の耐震診断登録員が実施した診断・設計に基づいて工事を実施する
- ※法人・区分所有者の場合は、ほかに要件があります。

【補助金額】右表のとおり

ステップ3-2 工事監理への補助

区に登録している耐震診断登録員が工事監理を行う場合に、費用の一部を補助します(消費税等を除く)。

【補助限度額】8万円

★道路に突出している木造住宅、敷地が道路に接していない住宅にも補助しています

次の要件に該当する場合は、補助の対象となります。

①建物(門・塀等を除く)が建築基準法に基づく道路(幅4m以上)に突出している場合
建物の道路への突出部分をやむを得ず解消できない場合で、新たな違法を生じさせないとともに、道路への突出部分を将来解消する旨の確認書を提出することを条件に、補助の対象とします。

②建物が建築基準法に基づく接道要件(原則として敷地が2m以上道路に接している)を満たさない場合

耐震改修工事の際に台所等火気使用室の内装を不燃化すること(費用は各自負担)を条件に、補助の対象とします。

耐震改修工事の補助金額

区 分	住民税非課税世帯 または 重点地区(※1)内の建物	障害のある方または 65歳以上の方が お住まいの建物	その他の建物
耐震改修工事	補助対象工事費(※2)の 4分の3 (上限300万円)	補助対象工事費の 4分の2 (上限200万円)	補助対象工事費の 4分の1 (上限100万円)
上記①②に該当 する建物	8分の3 (上限150万円)	8分の2 (上限100万円)	8分の1 (上限50万円)
簡易耐震改修工事	5分の3 (上限150万円)	5分の2 (上限100万円)	5分の1 (上限50万円)
上記①②に該当 する建物	10分の3 (上限75万円)	10分の2 (上限50万円)	10分の1 (上限25万円)

※1重点地区…木造住宅密集地域をはじめとする地震災害時の危険度などが高い地域

※2補助対象工事費…実際に耐震改修工事に要する費用または延べ床面積(㎡)×3万2,600円で算出した額のいずれか低い金額。耐震補強と関係のないリフォームや消費税等は対象外です。

ご来場 ください 耐震ベッド展示会

就寝中の地震から命を守る耐震ベッドの実物を展示します(写真)。

【日時】7月28日(月)～8月1日(金)午前9時～午後5時
(29日(火)は午後7時まで)

【会場】区役所本庁舎1階ロビー



●耐震シェルター・ベッドの設置 にも補助しています

詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した木造住宅にお住まいの障害者または65歳以上の方
※ほかにも要件があります。

【補助金額】シェルター・ベッド設置費用の10分の9(限度額あり)

非木造建物の耐震化 にも補助しています

- 耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)
- 耐震診断・補強設計への補助
- 耐震改修工事への補助

次のいずれかに該当することが補助の要件です。詳しくは、地域整備課へお問い合わせください。パン

【対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に着工した鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

フレットでもご案内しています。

- ▶延べ面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している
- ▶特定建築物である
- ▶緊急輸送道路沿道にあり、建物の高さが道路の中心から建物までの距離を超えている

行政評価(内部評価)の実施結果を お知らせします

区では、区が行う行政活動が区民の皆さんの生活にどのような成果をもたらしているのかを検証・評価する「行政評価」を実施しています。

行政評価は、次の4つの事項の達成を目指しています。

▶行政評価を活用した「計画・実施評価・見直し」の仕組みの確立

▶これからの公共サービスのあり方の見直し・効率的な区政運営の実現

▶説明責任の確保・区政の透明性の向上

▶行政評価には、区が実施する「内部評価」と、外部評価委員会による「外部評価」があります。今回は26年度の内部評価の実施結果をお知らせします。

●26年度の評価内容

▶計画事業…25年度に実施した第二次実行計画(計画期間：24年度～27年度)の137事業について評価を実施しました(下表1)。

総合評価を「計画以上」と評価したのは1事業、「計画どおり」と評価したのは102事業、「計画以下」と評価したのは8事業でした。

▶経常事業…区が経常的に実施している137の経常事業(計画事業以外の事業)について評価を実施しました(下表2)。

総合評価を「適切」と評価したのは131事業、「要改善」と評価したのは6事業

表1 計画事業の評価

総合評価	26年度に向けての方向性									計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	廃止	休止	終了	その他	
計画以上	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計画どおり	86	3	0	5	0	0	0	8	0	102
計画以下	4	3	0	1	0	0	0	0	0	8
計	91	6	0	6	0	0	0	8	0	111

表2 経常事業の評価

総合評価	事業の方向性									計
	継続	拡大	縮小	統合	改善	完了	休止	廃止	その他	
適切	123	3	1	0	4	0	0	0	0	131
要改善	0	0	0	1	5	0	0	0	0	6
計	123	3	1	1	9	0	0	0	0	137

坂町地域の住居表示に向けて 新町名・新町区域案を公示

区長は、7月16日に開催した住居表示審議会で「坂町地域における住居表示の実施案」についての答申を受け、17日に「住居表示に関する法律」の規定に基づき、町の名称と区域の変更案を公示しました。

●変更案の概要

【名称】「坂町」から「四谷坂町(よつやさかまち)」に変更

【区域】道路の真ん中にある一部の町境を、道路の南側または西側の側線に変更

この変更案の内容は、地元説

明会等を実施して住民の皆さんのご意見を伺った上で、地元住民で構成する坂町地域住居表示地元審議会が素案を取りまとめ、16日の合同審議会では区長に答申されたものです。

区では現在、この変更案を平成26年第3回区議会定例会に提出するための準備を進めています。ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】地域調整課住居表示係(本庁舎1階) ☎(5273)3521へ。